

さいたま市告示第1119号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項に規定する指定区域を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示する。

平成22年8月27日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 指定した区域及び埋立地の区分
別紙のとおり
- 2 連絡先
[略]

指定番号	市区	大字	丁目、小字及び地番	埋立地の区分
一 - 1	さいたま市桜区	新開	四丁目 3 2 5 1 番 3、 3 2 5 1 番 4、 3 2 5 1 番 5、 3 2 5 1 番 6 の一部、 3 2 5 2 番 1、 3 2 5 2 番 2、 3 2 5 2 番 3、 3 2 5 2 番 4、 3 2 5 2 番 5、 3 2 5 2 番 6、 3 2 5 2 番 7、 3 2 5 3 番 2、 3 2 5 3 番 3、 3 2 5 3 番 4、 3 2 5 3 番 5、 3 2 5 3 番 1 0、 3 2 5 3 番 1 1、 3 2 5 3 番 1 2、 3 2 5 3 番 1 3、 3 2 5 3 番 1 4、 3 2 5 3 番 1 5、 3 2 5 3 番 1 6、 3 2 5 7 番 1、 3 2 5 7 番 3、 3 2 5 7 番 4、 3 2 5 7 番 5、 3 2 5 8 番 1、 3 2 5 8 番 2、 3 2 5 8 番 3	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「規則」という。）第12条の31第1号及び第2号
一 - 2	さいたま市西区	大字西新井	字大山 1 1 7 番 1、 1 1 7 番 3、 1 1 7 番 4、 1 1 7 番 5、 1 2 0 番 1、 1 2 0 番 5、 1 2 0 番 6、 1 2 1 番 1、 1 2 1 番 3、 1 2 1 番 4、 1 2 2 番 1、 1 2 2 番 3、 1 2 3 番、 1 2 4 番、 1 2 5 番 1、 1 2 5 番 4、 1 2 5 番 5、 1 2 6 番 1、 1 2 6 番 2、 1 2 6 番 3、 1 2 7 番 1、 1 2 7 番 2、 1 2 7 番 3、 1 2 8 番 1、 1 2 8 番 2、 1 2 8 番 3、 1 2 9 番 1、 1 2 9 番 2、 1 3 0 番、 1 3 1 番、 1 3 2 番、 1 3 3 番、 1 3 4 番、 1 3 5 番、 1 3 6 番、 1 3 7 番 1、 1 3 7 番 3、 1 3 7 番 4、	規則第12条の31第2号

			<p> 1 3 8 番、 1 3 9 番、 1 4 0 番、 1 4 1 番、 1 4 2 番、 1 4 3 番、 1 4 4 番 1、 1 4 4 番 2、 1 4 5 番 1、 1 4 5 番 2、 1 4 6 番、 1 4 7 番、 1 4 8 番、 1 4 9 番、 1 5 0 番、 1 5 1 番、 1 5 2 番、 1 5 3 番、 1 5 4 番、 1 5 5 番、 1 5 6 番、 1 5 7 番、 1 5 8 番、 1 5 9 番、 1 6 0 番、 1 6 1 番、 1 6 2 番 1、 1 6 2 番 2、 1 6 3 番 1、 1 6 3 番 2、 1 6 4 番 1、 1 6 4 番 2、 1 6 4 番 3、 1 6 5 番 1、 1 6 5 番 2、 1 6 5 番 3、 1 6 6 番 1、 1 6 6 番 2、 1 6 6 番 3、 1 6 7 番、 1 6 8 番、 1 7 3 番、 1 7 4 番、 1 7 5 番、 1 7 6 番、 1 7 7 番、 1 7 8 番、 1 7 9 番、 1 8 0 番、 1 8 1 番、 1 8 2 番、 1 8 3 番、 1 8 4 番 1、 1 8 4 番 3、 1 8 5 番 1、 1 8 5 番 3、 1 8 6 番、 1 8 7 番 1、 1 8 7 番 3、 1 8 8 番 1、 1 8 8 番 3、 1 8 8 番 4、 1 8 9 番 1、 1 8 9 番 2、 1 8 9 番 3、 1 9 0 番、 1 9 1 番、 1 9 2 番、 1 9 3 番、 1 9 4 番、 1 9 5 番、 1 9 6 番、 1 9 7 番、 1 9 8 番、 1 9 9 番 字走り下 2 1 4 番、 2 1 5 番、 2 1 6 番、 2 1 7 番、 2 1 8 番、 2 1 9 番、 2 2 0 番、 2 2 1 番 1、 2 2 1 番 2、 2 2 4 番 1、 2 2 4 番 2、 2 2 5 番、 2 2 6 番、 2 2 7 番、 2 2 8 番、 2 2 9 番、 2 3 0 番、 2 3 1 番、 2 3 2 番、 2 3 3 番、 2 3 4 番、 2 3 5 番、 </p>	
--	--	--	---	--

			<p> 2 3 6 番、 2 3 7 番、 2 3 8 番、 2 3 9 番、 2 4 0 番、 2 4 1 番、 2 4 2 番、 2 4 3 番、 2 4 4 番、 2 4 5 番、 2 4 6 番、 2 4 7 番、 2 4 8 番、 2 4 9 番、 2 5 0 番、 2 5 1 番、 2 5 2 番、 2 5 3 番、 2 5 4 番、 2 5 5 番、 2 5 6 番、 2 5 7 番、 2 5 8 番、 2 5 9 番、 2 6 0 番、 2 6 1 番、 2 6 2 番、 2 6 3 番、 2 6 4 番、 2 6 5 番、 2 6 6 番、 2 6 7 番、 2 6 8 番、 2 6 9 番、 2 7 0 番 1、 2 7 0 番 2、 2 7 1 番、 2 7 2 番、 2 7 3 番、 2 7 4 番、 2 7 5 番、 2 7 6 番、 2 7 7 番、 2 7 8 番、 2 7 9 番、 2 8 0 番、 2 8 1 番、 2 8 2 番、 2 8 3 番、 2 8 4 番、 2 8 5 番、 2 8 6 番、 2 8 7 番、 2 8 8 番、 2 8 9 番、 2 9 0 番、 2 9 1 番、 2 9 2 番、 2 9 3 番、 2 9 4 番、 2 9 5 番、 2 9 6 番、 2 9 7 番、 2 9 8 番、 2 9 9 番、 3 0 0 番、 3 0 1 番、 3 0 2 番、 3 0 3 番、 3 0 4 番、 3 0 5 番、 3 0 6 番、 3 0 7 番、 3 0 8 番、 3 0 9 番、 3 1 0 番、 3 1 1 番、 3 1 2 番、 3 1 3 番、 3 1 4 番、 3 1 5 番、 3 1 6 番、 3 1 7 番、 3 1 8 番、 3 1 9 番、 3 2 0 番、 3 2 7 番 字中新井前 5 4 7 番 1、 5 4 7 番 2、 5 4 7 番 3、 5 4 8 番、 5 4 9 番 1、 5 4 9 番 2、 5 5 0 番、 5 5 1 番、 5 5 2 番、 5 5 3 番、 </p>	
--	--	--	--	--

			554番、555番、 556番	
一 - 3	さいたま市緑区	大字宮後	1番	規則第12条 の31第2号
一 - 4	さいたま市見沼区	大字宮ヶ谷 塔 大字小深作	字後 753 字鍛冶屋敷954番1、959番3 字小山 966番1	規則第12条 の31第1号
一 - 5	さいたま市北区	見沼	二丁目 94番1、94番2、 94番3、94番4、 94番5、94番6、 94番7、94番8、 94番9、94番10、 94番11、94番12、 94番13、94番14、 94番15、94番16、 94番17、94番18、 94番19、94番20、 94番21、94番22、 94番23、94番24、 94番25、94番26、 94番27、94番28、 94番29、94番30、 94番31、94番32、 94番33、94番34、 94番35、94番36、 94番37、94番38、 94番39、94番40、 94番41、94番42、 94番43、94番44、 94番45、94番46、 94番47、94番48、 94番49、94番50、 94番51、94番52、 94番53、94番54、 94番55、94番56、 94番57、94番58、 94番59、94番60、 94番61、94番62、 94番63、94番64、 95番、268番	規則12条の 31第2号